



ふるさと納税を

ご存知ですか？

「ふるさと納税」とは、「ふるさと」への寄附金のことで、個人が2,000円を超える寄附を行ったとき、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

“ふるさと”に定義はなく、自分が応援・貢献したいと思う都道府県や市町村を自由に選ぶことができます。

伯耆町を 応援してください！

伯耆町では、「ふるさと納税」を活用して、「大山(別名「伯耆富士」)の環境保全と活性化”や”地域コミュニティ環境整備”などの取り組みを行っています。

ため池百選「大成池」



伯耆町消防団操法大会



これまでにお寄せいただいたふるさと納税

平成20年度	1,053,000円	30名様
平成21年度	985,000円	25名様
平成22年度	2,530,000円	36名様

ありがとうございました。

【問い合わせ先】総務課 ☎68-3111

地域包括支援センターNEWS

防ごう！高齢者虐待

高齢者虐待防止法が平成18年4月より施行され、虐待に気づいた人は市町村に通報する義務が定められました。高齢者虐待を発見したときはお気軽にご相談ください。個人の秘密は厳守します。

身体的虐待

殴る、たたく、つねる、ベッドに縛って自由を奪うなど

性的虐待

嫌がる性的行為を強要するなど

介護・世話の放棄・放任

食事をとらせない
医者に行かせない
介護サービスを受けさせない
など

高齢者虐待とは

高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。主に介護者などの身近な人が虐待をおこしやすい傾向があり、介護者やご家族が無意識のうちに行っている場合もあります。

心理的虐待

怒鳴る、侮辱する
無視するなど

経済的虐待

勝手にお金を使う
お金の使わせないなど

高齢者虐待は誰にでも起こりえる身近な問題です。
高齢者虐待を未然に防ぐためには、地域の温かい声掛けや見守りが必要です。

「これって虐待かな？」と感じた時や「介護に行き詰まりを感じている」「虐待を受けている」などでお困りのときは、ご相談ください。



【問い合わせ先】伯耆地域包括支援センター(健康対策課 生活相談室内) ☎68-4632